

ご挨拶

平素は格別なお引き立てを賜り誠にありがとうございます。
日ごとに秋も深まる今日この頃ですが、皆様いかがお過ごしですか？
9 月末に緊急事態宣言が解除となり、漸くかつての日常が見えてきました。しかし、1 年半という期間に馴染んでしまった新しい生活様式は直ぐには元に戻れませんし、全てを戻す必要はないのかもしれませんが。そういう意味で、コロナ禍は生き方や考え方にまで影響を与えた『事件』でした。仕事の仕方についても在宅勤務を続けるか、通常勤務に戻すかといった議論が巷で起こっていますが、やはり対面でお話をさせて頂いた方が皆様の気持ちに寄り添えるような気がします。コロナウィルスはデジタル社会への移行を一気に押し進めるきっかけになりましたが、一方でデジタル化を進めていこうとする社会に一石を投じたのもコロナウィルスだったかもしれません。
もう一度原点に立ち返り、新しい時代を皆様とともに創り上げていきたいと思えます。

代表社員 野呂 伸一郎

第 28 号 CONTENTS

- 1 ご挨拶
- 2 What's New
 - ※ 電子帳簿保存法の改正
- 3 Tax Information
 - ※ 特集 消費税インボイス制度
- 4 FPの部屋
 - ※ お金の動きを見える化
“オンライン
家計簿管理ツール”
- 5 独り言

What's New

令和 4 年 1 月 1 日施行

電子帳簿保存法の改正

経済社会のデジタル化を踏まえ、経理の電子化による生産性の向上に資するため、電子帳簿保存法の改正が行われ、R4.1.1 から施行されます。従来は電子帳簿保存法適用のハードルが高く一般的には利用されてきませんでした。しかしながら今回の改正によりハードルが下がり、電子帳簿保存法の適用がより現実的になりました。

当該法令は、取り扱うデータで3つに区分されています。主な内容は次のとおり

① 「電子帳簿等保存」(電子的に作成した帳簿・書類をデータのまま保存)

例: 総勘定元帳、仕訳帳、売掛帳、固定資産台帳など

要件により優良な電子帳簿とその他電子帳簿に区分され、優良な電子帳簿であると税務署への届出を前提に過少申告加算税の減免措置があります。電子帳簿の要件を満たせば、税務署への事前承認なしで紙での保存の必要がなくなります。

② 「スキャナ保存」(紙で受領・作成した書類を画像データで保存)

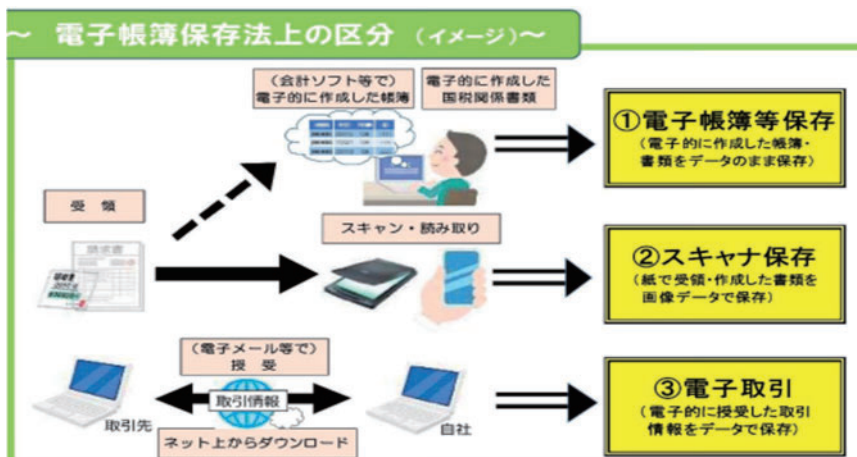
例: 契約書、領収書、預金通帳、請求書、納品書、見積書、注文書など

タイムスタンプの付与など要件に適合した方法により、帳票毎に定められた期間内にスキャナ等で画像データ化し保存します。原本(紙媒体)の破棄が可能となり、紙媒体での保存の必要がなくなります。

③ 「電子取引」(電子的に授受した取引情報をデータで保存)

例: インターネットによる取引、電子メールにより取引情報を授受する取引(添付ファイルによる場合を含む。)などの取引情報

従来は電子的に授受した取引情報を紙出しして保存することも可能でしたが、電子取引データそのものの保存が必要となります。



帳簿等の作成システム、スキャナによる画像データシステムなどの要件、データでの保管、事務フローの変更によるメリット、デメリットについて一緒に考えて行きたいと考えています。

静岡事務所 所長
税理士 小田巻真史

Tax Information

特集 消費税 インボイス制度

令和5年10月1日から、消費税の仕入税額控除の方式として**インボイス制度**が開始されます。適格請求書（インボイス）を発行できるのは、「適格請求書発行事業者」に限られ、この「適格請求書発行事業者」になるためには、登録申請書を提出し、登録を受ける必要があります。

《適格請求書発行事業者登録制度》

インボイスを交付できるのは、適格請求書発行事業者に限られるため、「適格請求書発行事業者の登録申請書」を提出し登録を受ける必要があります。

ここで注意しなければならないのは、この登録を受けることができるのが、**課税事業者のみ**となっていることです。つまり、現状免税事業者として事業を行っている方がインボイスを交付するためには、消費税の課税事業者となる必要があるのです。

※インボイスを交付するために適格請求書発行事業者（以下、発行事業者とする。）になると・・・

- 基準期間の課税売上高が 1,000 万円以下になっても、消費税の申告が必要です
- 取引の相手方(課税業者に限り)から求められたときは、適格請求書(インボイス)を交付しなければなりません

といったことに留意する必要があります。

登録を受けるかどうかは事業者の任意となっていますが、登録を受けなければ、インボイスを交付することができないため、取引先が仕入税額控除を行うことができません。

しかし、消費者や免税事業者など、課税事業者以外の者に対するインボイスの交付義務はありませんので、例えば、顧客が消費者のみの場合には、必ずしもインボイスを交付する必要はありません。このような点を踏まえて、適格請求書発行事業者への登録の必要性を検討する必要があります。

Point!

個人事業主へ業務委託をしているような場合、その個人事業主が免税事業者であると、仕入税額控除を行うことができなくなります。仕入税額控除が出来ない場合、インボイス制度導入後も税込金額で同額を支払うと仕入税額控除が出来ない分、支払側の負担が増えることとなります。そのため、インボイス制度が始まる前に、支払先と報酬金額や価格についてすり合わせが必要になるかと思えます。

《適格請求書発行(インボイス)》

「売手が、買手に対し正確な適用税率や消費税額等を伝えるための手段」であり、**登録番号**のほか、**一定の事項**が記載された請求書や納品書その他これらに類する書類をいいます。（次頁の図説をご参照ください。）

《仕入税額控除の要件》

適格請求書等保存方式の下では、適格請求書などの請求書等の交付を受けることが困難な一定の場合を除き、一定の事項を記載した帳簿及び請求書等（先に述べた適格請求書等）の保存が仕入税額控除の要件となります。

したがって、適格請求書等保存方式の導入後は、免税事業者や消費者など、適格請求書発行事業者以外のものから行った課税仕入れは、原則として仕入税額控除を行うことができません。ただし、制度導入後6年間は、免税事業者等からの課税仕入れについても、仕入税額相当額の一定割合を仕入税額として控除できる経過措置が設けられています。

期 間	割 合
令和5年10月1日から 令和8年9月30日まで	仕入税額相当額の 80%
令和8年10月1日から 令和11年9月30日まで	仕入税額相当額の 50%

※免税事業者等から受領する区分記載請求書等と同様の事項が記載された請求書等の保存とこの経過措置の適用を受ける旨を記載した帳簿の保存が必要です。

《簡易課税制度を選択している場合》

簡易課税制度においては、課税売上高から納付する消費税額を計算することから、適格請求書などの請求書等の保存は、仕入税額控除の要件ではありません。

《現行（区分記載請求書等保存方式）との相違点》

・現行においては、「3万円未満の課税仕入れ」及び「請求書等の交付を受けなかったことにつきやむを得ない理由があるとき」は、一定の事項を記載した帳簿の保存のみで仕入税額控除が認められていますが、適格請求書等保存方式の導入後、これらの規定は廃止されます。代えて、「請求書等の交付を受けることが困難である場合」として3万円未満の公共交通機関による旅費、自動販売機や自動サービス機による商品の販売等の課税仕入れは、適格請求書等の保存を要しません。

・現行では、仕入先から交付された請求書等に、「軽減対象資産の譲渡等である旨」や「税率ごとに区分して合計した課税資産の譲渡等の対価の額」の記載がないときは、これらの項目に限って交付を受けた事業者が追記することができますが、導入後はこのような追記をすることはできません。

《発行事業者の登録手続等》

■ 登録を受けるには？

・登録を受けようとする事業者は、「**適格請求書発行事業者の登録申請書**」の提出が必要です。

■ 登録までのスケジュール

・登録までの流れは、①登録申請書の提出 ②税務署による審査 ③登録及び公表・登録簿への登載 ④税務署からの通知 となります。

・登録申請は令和3年10月1日から提出が可能です。令和5年10月1日から登録を受けるためには、原則として令和5年3月31日までに登録申請書を提出する必要があります。

・登録申請書を提出してから登録の通知を受けるまでには、書面で提出した登録申請書については1か月程度、e-taxで提出した登録申請書については2週間程度の期間が見込まれます。

■ 登録番号の構成

- ① 法人番号を有する課税事業者
 - ・「T」（ローマ字）+ 法人番号
- ② ①以外の課税事業者（個人事業者、人格のない社団等）
 - ・「T」（ローマ字）+ 数字13桁

■ 免税事業者の登録申請

・免税事業者が発行事業者の登録を受けるためには、課税事業者を選択したうえで登録申請書を提出します。

※ただし、令和5年10月1日を含む課税期間中に登録を受けた場合は、登録を受けた日から課税事業者となる経過措置が設けられています。「消費税課税事業者選択届出書」の提出は不要となります。

■ 登録の取りやめ

・発行事業者は、「適格請求書発行事業者の登録の取消しを求める旨の届出書」を提出することにより、発行事業者の登録の効力を失わせることができます。

■ 発行事業者が免税事業者となる場合

・基準期間における課税売上高が1,000万円以下の事業者は、原則として免税事業者となりますが、発行事業者はその場合でも免税事業者とはなりませんので申告が必要となります。

～2年後に始まるインボイス制度。上記以外にもご不明な点がございましたらお気軽に担当者へお問い合わせください。

課税事業者の方へは、制度開始のご案内後、順次適格請求書発行事業者への登録の依頼を承ります。

免税事業者の方へは、課税事業者となることのメリット、デメリットを検討させていただき、十分な説明のうえ課税事業者への変更手続きと適格請求書発行事業者への登録の依頼を承ります。

渋谷事務所 公認会計士・税理士 宇治 秀一郎
(出典：国税庁ホームページ)

● 現行の区分記載請求書とインボイスとの記載事項の比較

< 区分記載請求書 (現行) > ~令和5年9月

請求書		【記載事項】
〇〇株式会社	株式会社△△	① 請求書発行事業者の氏名又は名称
●年●月分		② 取引年月日
■月▲日 割りばし	550円	③ 取引の内容(軽減対象税率の対象品目である旨)
■月▲日 牛肉 ※	5,400円	④ 税率ごとに区分して合計した対価の額
合計	43,600円	⑤ 書類の交付を受ける事業者の氏名又は名称
	(10%対象 22,000円)	
	(8%対象 21,600円)	
※は軽減税率対象		

< インボイス > 令和5年10月～

請求書		【記載事項】
〇〇株式会社	株式会社△△(T1234...)	区分記載請求書に以下の事項が追加されたもの
●年●月分		① 登録番号 《課税事業者のみ登録可》
■月▲日 割りばし	550円	② 適用税率
■月▲日 牛肉 ※	5,400円	③ 税率ごとに区分した消費税額等
合計	43,600円	
	10%対象 22,000円 内税 2,000円	
	8%対象 21,600円 内税 1,600円	
※は軽減税率対象		

FPの部屋 ～お金の動きを見える化～ オンライン家計簿管理ツール

皆さんは、『お金』という言葉からどのようなことをイメージしますか？
「稼いで好きなように使うもの！」と言う方や「老後に備えて貯めるもの！」もしくは「増やすもの！」などそれぞれだと思います。いずれにせよ『お金』は私達が生活していくための大切なツールです。
そのツールとしての機能と役割を知ることによって、『お金』を上手く使う知識と判断能力、つまり金融リテラシーを高めることができます。

『お金』には大きく分けて6つの役割があります。



この6つの役割を上手に使うための前提として、まずは現在のお金の動きを「見える化」する必要があります。その手段として、時間・手間が省け、手書きの家計簿が苦手な方でも簡単に家計管理ができる家計簿アプリが挙げられます。数あるアプリの中で今回は「マネーフォワード ME」という個人向けのオンライン家計簿管理ツールについてご紹介します。主な特徴は：

- 銀行等と紐付けすることにより、自動的に家計簿を作成費目も自動振分け
- 現金払いが多い方も便利！レシート撮影で自動反映
- 銀行・証券会社・クレジットカード・ポイントなど資産管理が可能

お金の「見える化」の第一歩として、まずは無料のアプリから色々試していただき自分に合った家計簿を探してみてくださいいかがでしょうか？

また、静岡事務所では定期的に**無料セミナー**を開催しています。

次回は12月に“納める”部門に関連した「**私たちの身近な税金**」についての内容を予定しております。

会場とオンライン同時開催をしておりますので、こちらも併せて宜しくお願い致します。

1級ファイナンシャルプランニング技能士・CFP 設楽 亜沙美

～～独り言～～

A型：真面目、几帳面（頑固）、B型：マイペース（変人）、O型：おおらか（無頓着）、AB型：変わり者（多重人格）
（ ）内は個人的な感想です。

9月17日、新型コロナ感染率「血液型で異なる」科学的根拠（東洋経済）という記事が載っていた。血液型は献血が占いにしか使わないと思っていたが、コロナにも影響するらしい。要はA型の人には抗B抗体があり、B型には抗A抗体がある。O型はその両方を持ち、AB型はどちらも持っていない、というもの。コロナ感染はACE2というタンパク質が関係しており、抗A抗体にはACE2とコロナウイルスとの結合を邪魔する働きがあるから、抗A抗体を持たないA型とAB型は感染しやすいらしい。抗体とは免疫の一つで、体内に入り込んだ「異物」にくっついて破壊するタンパク質のこと。700万年前に誕生した人類が、ウイルスとの戦いや共存の中で作り上げてきた抗体だから、この性格は変えられません。 文責：B型の野呂伸一郎

ARKNET

税理士法人アークネット <http://www.arknet.info>



静岡事務所 R3.9 新築

静岡事務所 〒420-0852 静岡市葵区紺屋町 11-13

TEL 054-251-2121 FAX 054-251-2161

東京事務所 〒101-0047 東京都千代田区内神田 2-7-13 山手ビル 3号館 8階

TEL 03-5289-8473 FAX 03-5289-8474

渋谷事務所 〒150-0042 東京都渋谷区宇田川町 36-6 西村ビル 3F

TEL 03-3461-2441 FAX 03-3461-9811

千葉事務所 〒262-0033 千葉県千葉市花見川区幕張本郷 1-11-24 フォルテ 5A

(雨宮幸雄税理士事務所提携事務所) TEL 043-307-5590 FAX 043-307-5591